⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　総合評価落札方式に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
①　提出された申請書等により、下記１）に示す一次審査を実施し審査評価点合計が上位10者（ただし、10者目の審査評定点の合計と同じものが複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位10者（ただし、10者目の審査評定点の合計と同じものが複数いる場合は、そのすべての者を含む。）に追加する。
②　上位10者（ただし、10者目の審査評定点の合計と同じものが複数いる場合は、そのすべての者を含む。）及び上記３⑴①により追加された者によって提出された技術提案書により、下記２）に示す二次審査を実施する。
③　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
④　下記⑵㋑の技術提案により最大60点の加算点を与える。
⑤　下記⑵㋐の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
⑥　標準点、施工体制評価点及び二次審査の結果により付与された加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。
１）一次審査
以下の項目㋐から㋑における審査評価点合計の上位10者（ただし、10者目の審査評定点の合計と同じものが複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位10者（ただし、10者目の審査評定点の合計と同じものが複数いる場合は、そのすべての者を含む。）に追加する。
㋐　技術者の能力に関する事項
㋑　企業の能力に関する事項
※最大30点の審査評価点とする。
２）二次審査
技術提案書を提出した者を対象に実施する。ただし、上位10者（ただし、10者目の審査評定点の合計と同じものが複数いる場合は、そのすべての者を含む。）及び上記３⑴①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。
⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目
評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。
㋐　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）
㋑　性能等の評価に関する事項
ⅰ　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項
・「覆工コンクリートにおける打継部の品質向上対策」について
ⅱ　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項
・「地山の強度劣化を踏まえたトンネルの品質向上対策」について
※㋐の項目で最大30点、㋑の項目で最大60点の加算点とする。
⑶　落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
②　提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。
③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。
4　入札手続等
⑴　担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札参加希望者には、「電子入札システム」又は入札情報サービス（ＰＰＩ）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。
入札情報サービスＵＲＬ：http://www.i-ppi.jp/ippi/SearchServices/web/Koji/Kokoku/Search.aspx
入札説明書の交付期間：別表１①のとおり
なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、上記⑴の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。
図面、仕様書等の交付期間：別表１②のとおり
⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法　入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。
以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。
電子入札システムによる受付期間：別表１③のとおり
申請書等のファイル容量が、３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。
紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
受付場所：上記⑴に同じ。
⑷　競争参加資格の確認、一次審査結果通知及び技術提案書の提出期間、場所及び方法　競争参加資格の確認及び一次審査は、申請書及び資料（技術提案以外）の提出期限の日をもって行うものとし、別表１④に示す期日までに、競争参加資格の確認結果と一次審査に係わる評価の結果を通知する。
技術提案書の提出場所及び方法は、技術提案書を入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、入札説明書に示すとおり提出すること。
⑸　二次審査における技術提案の採否等　二次審査における指定テーマに対する技術提案の採否については、別表１⑥に記載の日までに書面で通知するものとする。ただし、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。
①　電子入札システムによる入札の受付期間は、別表１⑦のとおり
②　持参又は郵送等による入札の場合は、上記①の受付期間までに上記⑴へ持参又は送付すること。
③　開札は、中部地方整備局総務部契約課にて別表１⑧に示す期日において行う。
⑺　関連資料の貸与　入札参加希望者は、申請書等の作成にあたって１に示す工事に関する以下の関連資料の貸与を受けることが出来る。
・平成26年度　42号尾鷲南地区トンネル詳細設計業務　成果品　１式
・平成28年度　東紀州詳細修正設計業務　成果品　１式
・平成27年度　東紀州地域技術資料作成業務　成果品　１式
・平成28年度　東紀州地域地質調査業務　成果品　１式
・その他関連資料　１式
関連資料の貸与に係る詳細は入札説明書による。